



報道関係者 各位

令和2年5月19日

【照会先】 栃木労働局 労働基準部 健康安全課
課長 井口 恵貴
安全専門官 山田 和昭
電話 028-634-9117

2019年の死傷者数 過去10年間の最多を更新

－ 栃木県内の休業4日以上労働災害発生状況（確定値） －

栃木県内の2019年の死傷者数が1,931人と2年連続して増加し、過去10年間での最多記録を更新しました。さらに、今年に入っても(4月末日現在速報値)、前年と比較して15人の増加となっています。

こうした中、全国安全週間(7月1日～7月7日)を迎えますが、栃木労働局(局長 浅野浩美)では、2019年の労働災害発生状況の分析結果をもとに、事故の型、業種、性別、年齢など具体的に注意すべきポイントを示しつつ、全国安全週間(7月1日～7日)とその準備期間(6月1日～30日)を中心に、事業場、関係団体等に、積極的な労働災害防止活動の実施を働きかけます。

1 栃木県内の2019年の労働災害発生状況の概要 (別添1参照)

休業4日以上死傷者数は1,931人、そのうち16人の方が亡くなっています。

(1) 死傷者数 2018年の1,930人と比較して1人増加し、2年連続の増加

＜業種別＞ 第三次産業が最も多く、870人で、前年と比較して9人増加した。

＜事故の型別＞ 「転倒災害」が466人で、前年と比較して11人減少したものの、依然として最も多く発生している。

＜年齢別＞ 被災者の年齢別では60歳以上が509人と年代層では最も多く、特に女性の転倒災害が117人と多発している。

(2) 死亡者数 2018年の14人から2人増加

「挟まれ・巻き込まれ」が最多の5人で、前年と比較して3人増加した。

2 取組の重点事項

(1) 高年齢労働者(60歳以上)が安心安全に働ける職場環境の実現に向け、「エイジフレンドリーガイドライン」(別添資料2)に基づく取組を業種横断的に推進する。

(2) 転倒災害の減少を図るため「STOP! 転倒災害プロジェクトin栃木」(別添資料3)を活用した取組を安全週間説明会などのあらゆる機会を捉えて推進する。

(3) 死亡労働災害の撲滅及び重篤な労働災害につながる災害の大幅な減少に向け、「STOP! はさまれ・巻き込まれ災害」(別添資料4)、「災害からの復旧の安全な施工について」(別添資料5)リーフレットを活用した取組を推進する。

3 添付資料

別添1 労働災害発生状況(令和元年確定値)

別添2 「エイジフレンドリーガイドライン(高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)」

別添3 「STOP! 転倒災害プロジェクトin栃木」(栃木労働局作成版リーフレット)

別添4 「STOP! はさまれ・巻き込まれ災害」(栃木労働局作成版リーフレット)

別添5 「災害からの復旧の安全な施工について」(2019年台風19号による災害復旧工事関係)

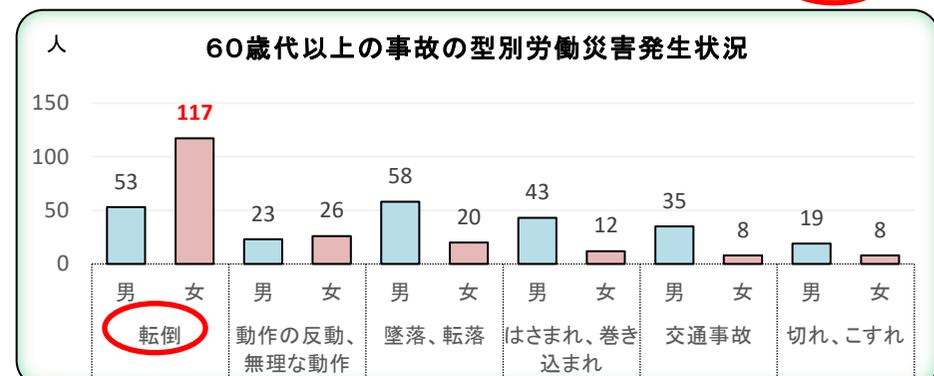
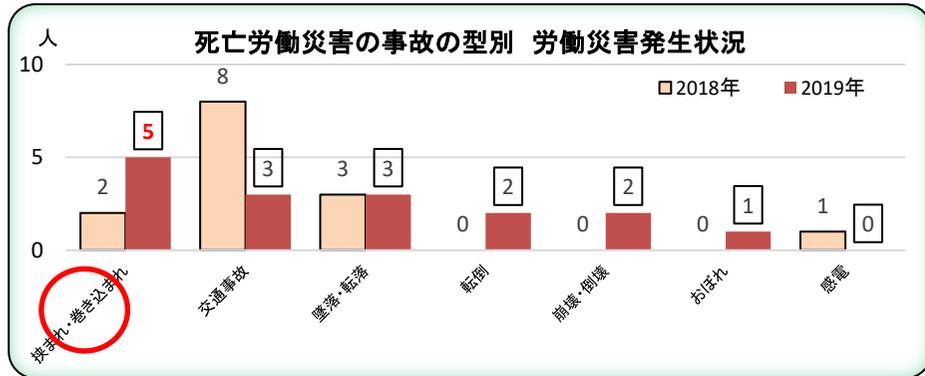
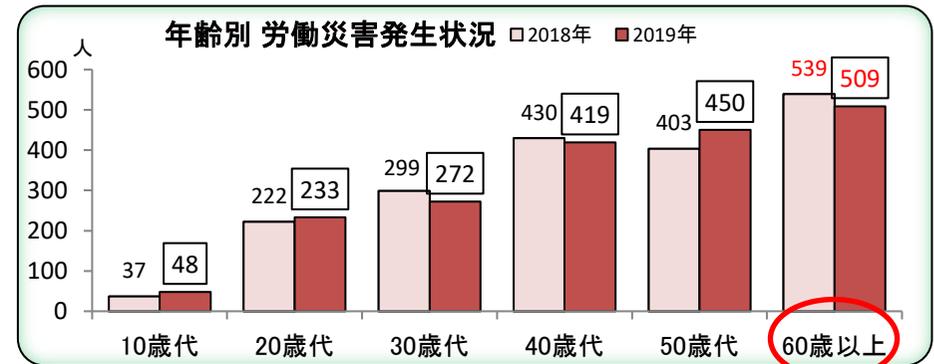
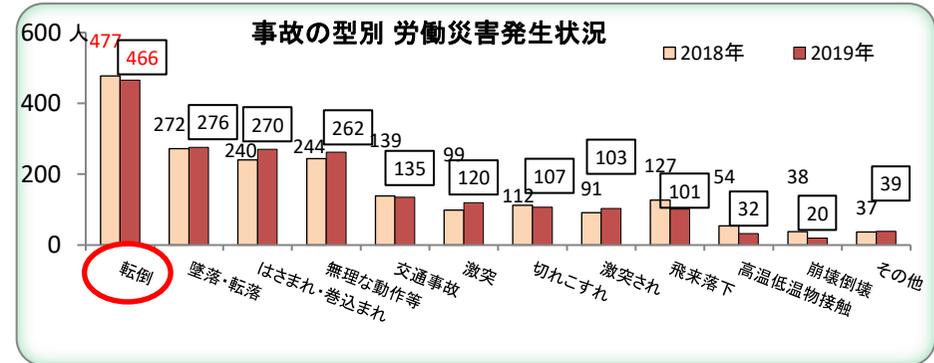
別添6 令和2年度全国安全週間実施要綱

労働災害発生状況 (2019年確定値)

別添資料 1

栃木労働局 健康安全課

区分	2018年		2019年		増減数	増減率(%)
	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数		
全産業	1,930	14	1,931	16	+1	+0.1
製造業	551	2	548	4	-3	-0.5
建設業	193	1	209	3	+16	+8.3
道路貨物運送業 陸上貨物取扱業	240	3	220		-20	-8.3
林業	20		6		-14	-70.0
第三次産業	861	7	870	7	+9	+1.0



エイジフレンドリーガイドライン

(高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)

厚生労働省では、令和2年3月に「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン。以下「ガイドライン」)を策定しました。

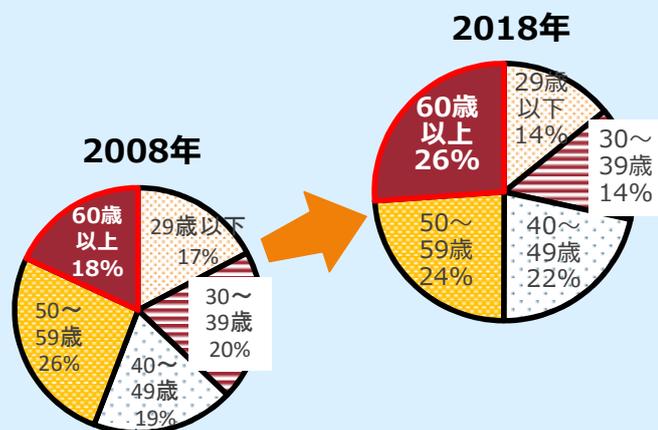
働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場を目指しましょう。



働く高齢者が増えています。60歳以上の雇用者数は過去10年間で1.5倍に増加。特に商業や保健衛生業をはじめとする第三次産業で増加しています。

こうした中、労働災害による死傷者数では60歳以上の労働者が占める割合は26%（2018年）で増加傾向にあります。労働災害発生率は、若年層に比べ高齢層で相対的に高くなり、中でも、転倒災害、墜落・転落災害の発生率が若年層に比べ高く、女性で顕著です。

<年齢別死傷災害発生状況（休業4日以上）>



高齢者は身体機能が低下すること等により、若年層に比べ労働災害の発生率が高く、休業も長期化しやすいことが分かっています。

体力に自信がない人や仕事に慣れていない人を含めすべての働く人の労働災害防止を図るためにも、職場環境改善の取組が重要です。

<年齢別・男女別の労働災害発生率 2018年>



<年齢別の休業見込み期間の長さ>



出典：労働力調査、労働者死傷病報告

このガイドラインは、雇用される高齢者を対象としたものですが、請負契約により高齢者を就業させることのある事業者においても、請負契約により就業する高齢者に対し、このガイドラインを参考として取組を行ってください。

ガイドラインの概要

このガイドラインは、高齢者を現に使用している事業場やこれから使用する予定の事業場で、事業者と労働者に求められる取組を具体的に示したものです。全文はこちら→

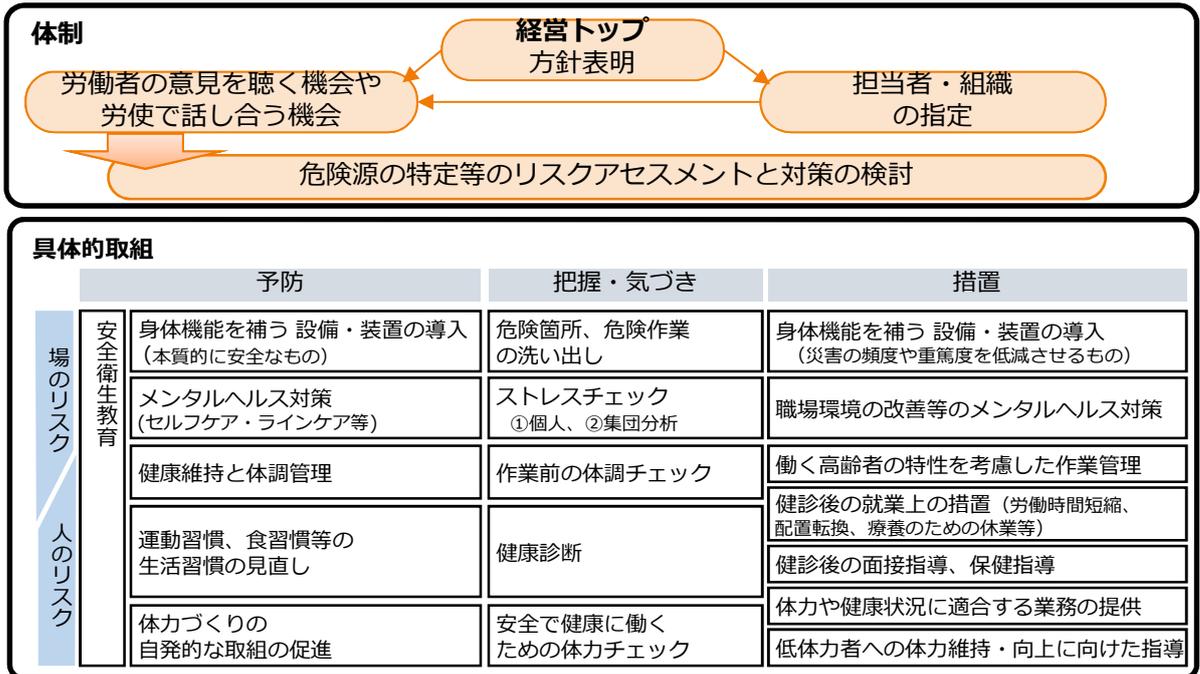
令和2年3月16日付け基安発0316第1号
「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインの策定について」



事業者求められる事項

事業者は、以下の1～5について、高齢労働者の就労状況や業務の内容等の実情に応じ、国や関係団体等による支援も活用して、**実施可能な労働災害防止対策に積極的に取り組むように努めてください。**

事業場における安全衛生管理の基本的体制と具体的取組の体系を図解すると次のようになります。



1 安全衛生管理体制の確立

ア 経営トップによる方針表明と体制整備

- ・ 企業の経営トップが高齢者労働災害防止対策に取り組む方針を表明します
- ・ 対策の担当者や組織を指定して体制を明確化します
- ・ 対策について労働者の意見を聴く機会や、労使で話し合う機会を設けます



✪考慮事項✪

- ・ 高齢労働者が、職場で気付いた労働安全衛生に関するリスクや働く上で負担に感じていること、自身の不調等を相談できるよう、社内に相談窓口を設置したり、孤立することなくチームに溶け込んで何でも話せる風通しの良い職場風土づくりが効果的です

イ 危険源の特定等のリスクアセスメントの実施

- ・ 高齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、対策の優先順位を検討します
- ・ リスクアセスメントの結果を踏まえ、2以降の具体的事項を参考に取り組事項を決定します

✪考慮事項✪

- ・ 職場改善ツール「エイジアクション100」のチェックリストの活用も有効です→
- ・ 必要に応じフレイルやロコモティブシンドロームについても考慮します

※フレイル：加齢とともに、筋力や認知機能等の心身の活力が低下し、生活機能障害や要介護状態等の危険性が高くなった状態

※ロコモティブシンドローム：年齢とともに骨や関節、筋肉等運動器の衰えが原因で「立つ」、「歩く」といった機能（移動機能）が低下している状態

- ・ 社会福祉施設、飲食店等での家庭生活と同様の作業にもリスクが潜んでいます



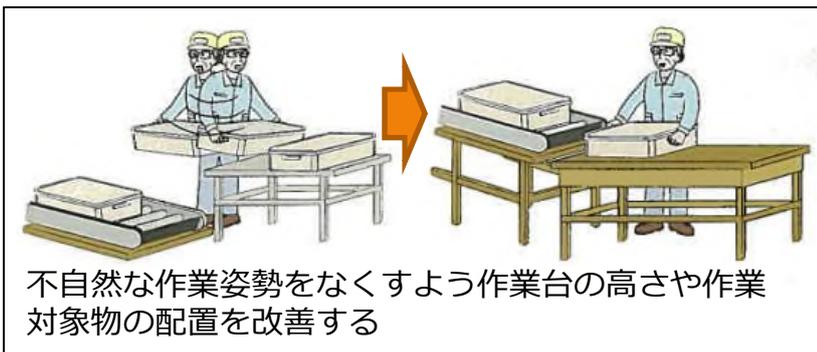
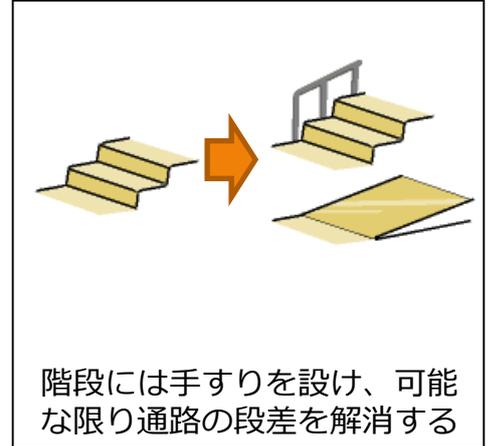
ガイドラインの概要

2 職場環境の改善

(1) 身体機能の低下を補う設備・装置の導入（主としてハード面の対策）

- ・高齢者でも安全に働き続けることができるよう、施設、設備、装置等の改善を検討し、必要な対策を講じます
- ・以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて改善に取り組みます

↓対策の例↓



その他の例

- ・床や通路の滑りやすい箇所に防滑素材（床材や階段用シート）を採用する
- ・熱中症の初期症状を把握できるウェアラブルデバイス等のIoT機器を利用する
- ・パワーアシストスーツ等を導入する
- ・パソコンを用いた情報機器作業では、照明、文字サイズの調整、必要な眼鏡の使用等により作業姿勢を確保する 等

ガイドラインの概要

(2) 高齢労働者の特性を考慮した作業管理（主としてソフト面の対策）

- ・ 敏捷性や持久性、筋力の低下等の高齢労働者の特性を考慮して、作業内容等の見直しを検討し、実施します
- ・ 以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて改善に取り組みます

▼対策の例▼

<共通的な事項>

- ・ 事業場の状況に応じて、勤務形態や勤務時間を工夫することで高齢労働者が就労しやすくします（短時間勤務、隔日勤務、交替制勤務等）

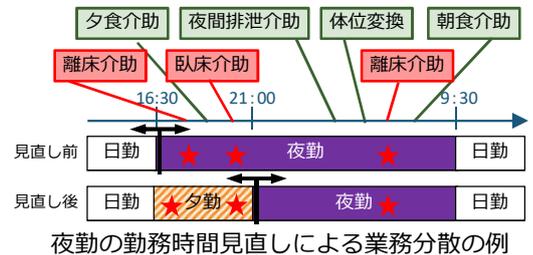
- ・ ゆとりのある作業スピード、無理のない作業姿勢等に配慮した作業マニュアルを策定します
- ・ 注意力や集中力を必要とする作業について作業時間を考慮します
- ・ 身体的な負担の大きな作業では、定期的な休憩の導入や作業休止時間の運用を図ります

<暑熱な環境への対応>

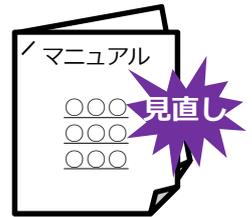
- ・ 一般に年齢とともに暑い環境に対処しにくくなるので、意識的な水分補給を推奨します
- ・ 始業時の体調確認を行い、体調不良時に速やかに申し出るよう日常的に指導します

<情報機器作業への対応>

- ・ データ入力作業等相当程度拘束性がある作業では、個々の労働者の特性に配慮した無理のない業務量とします



夜勤の勤務時間見直しによる業務分散の例



3 高齢労働者の健康や体力の状況の把握

(1) 健康状況の把握

- ・ 労働安全衛生法で定める雇入時および定期的健康診断を確実に実施します
- ・ その他、以下に掲げる例を参考に、高齢労働者が自らの健康状況を把握できるような取組を実施するよう努めます

▼取組の例▼

- ・ 労働安全衛生法で定める健康診断の対象にならない者が、地域の健康診断等（特定健康診査等）の受診を希望する場合、勤務時間の変更や休暇の取得について柔軟に対応します
- ・ 労働安全衛生法で定める健康診断の対象にならない者に対して、事業場の実情に応じて、健康診断を実施するよう努めます



ガイドラインの概要

(2) 体力の状況の把握

- ・高年齢労働者の労働災害を防止する観点から、事業者、高年齢労働者双方が体力の状況を客観的に把握し、事業者はその体力にあった作業に従事させるとともに、高年齢労働者が自らの身体機能の維持向上に取り組めるよう、主に高年齢労働者を対象とした体力チェックを継続的に行うよう努めます
- ・体力チェックの対象となる労働者から理解が得られるよう、わかりやすく丁寧に体力チェックの目的を説明するとともに、事業場における方針を示し、運用の途中で適宜その方針を見直します

▼対策の例▼

- ・加齢による心身の衰えのチェック項目（フレイルチェック）等を導入します
- ・厚生労働省作成の「転倒等リスク評価セルフチェック票」等を活用します
- ・事業場の働き方や作業ルールにあわせた体力チェックを実施します。この場合、安全作業に必要な体力について定量的に測定する手法と評価基準は、安全衛生委員会等の審議を踏まえてルール化するようにします

※考慮事項※

- ・体力チェックの評価基準を設ける場合は、合理的な水準に設定し、安全に行うために必要な体力の水準に満たない労働者がいる場合は、その労働者の体力でも安全に作業できるよう職場環境の改善に取り組むとともに、労働者も必要な体力の維持向上の取組が必要です。

転倒等リスク評価セルフチェック票

体力チェックの一例 詳しい内容は→ 

I 身体機能計測結果

① ステップテスト（歩行能力・筋力）
あなたの結果は cm / cm [原高] =
下の評価表に当てはめると → [評価]

評価値	1	2	3	4	5
歩行速	~1.24	1.25	1.30	1.47	1.66~
歩行高	~1.38	~1.46			

② 座位ステップテスト（敏捷性）
あなたの結果は 回 / 20秒
下の評価表に当てはめると → [評価]

評価値	1	2	3	4	5
(回)	~24	25	26	44	48~
	~28	~43	~47		

③ ファンクショナルリーチ（動的バランス）
あなたの結果は cm
下の評価表に当てはめると → [評価]

評価値	1	2	3	4	5
(cm)	~19	20	30	36	40~
	~29	~39	~39	~39	

④ 閉眼片足立ち（静的バランス）
あなたの結果は 秒
下の評価表に当てはめると → [評価]

評価値	1	2	3	4	5
(秒)	~7	7.1	17.1	55.1	90.1~
	~17	~17	~55	~90	

⑤ 閉眼片足立ち（静的バランス）
あなたの結果は 秒
下の評価表に当てはめると → [評価]

評価値	1	2	3	4	5
(秒)	~15	15.1	30.1	84.1	120.1~
	~30	~84	~120		

II 質問票（身体的特性）

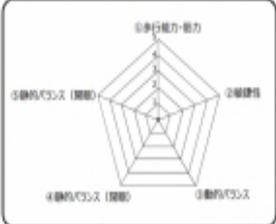
質問内容	あなたの回答NO.05	点数	評価	評価
1. 人ごみ中、正面から来ると気づかず、よけて歩けずか				① 歩行能力
2. 両手に力いて歩いた歩幅は狭い歩幅か				② 筋力
3. 歩行時足裏に対する体の反応は異常な物と認めずか				③ 動的バランス
4. 歩行中、小石・段差に足裏が当たると、すぐに足裏が痛くなるか				④ 静的バランス
5. 歩行時足裏の感覚が鈍いと感じるか				⑤ 静的バランス
6. 歩行時足裏の感覚が鈍いと感じるか				⑥ 静的バランス
7. 歩行時足裏の感覚が鈍いと感じるか				⑦ 静的バランス
8. 歩行時足裏の感覚が鈍いと感じるか				⑧ 静的バランス
9. 歩行時足裏の感覚が鈍いと感じるか				⑨ 静的バランス

合計点数 評価値

2~3	1
4~5	2
6~7	3
8~9	4
10	5

III レーダーチャート

評価結果を転記し線で結びます
〔〕は身体機能計測結果を数字、〔〕は質問票（身体的特性）は数字で記入



身体機能計測の評価数字を
上のレーダーチャートに数字で記入

(3) 健康や体力の状況に関する情報の取扱い

健康情報等を取り扱う際には、「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応が必要です。

また、労働者の体力の状況の把握に当たっては、個々の労働者に対する不利益な取扱いを防ぐため、労働者自身の同意の取得方法や情報の取扱い方法等の事業場内手続について安全衛生委員会等の場を活用して定める必要があります。

エイジフレンドリーガイドラインの概要

4 高齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

- (1) 個々の高齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた措置
脳・心臓疾患が起こる確率は加齢にしたがって徐々に増加するとされており、高齢労働者については基礎疾患の罹患状況を踏まえ、労働時間の短縮や深夜業の回数の減少、作業の転換等の措置を講じます



※考慮事項※

- ・業務の軽減等の就業上の措置を実施する場合は、高齢労働者に状況を確認して、十分な話し合いを通じて本人の理解が得られるよう努めます

- (2) 高齢労働者の状況に応じた業務の提供

健康や体力の状況は高齢になるほど個人差が拡大するとされており、個々の労働者の状況に応じ、安全と健康の点で適合する業務をマッチングさせるよう努めます

※考慮事項※

- ・疾病を抱えながら働き続けることを希望する高齢者の治療と仕事の両立を考慮します
- ・ワークシェアリングで健康や体力の状況や働き方のニーズに対応することも考えられます

- (3) 心身両面にわたる健康保持増進措置

- ・「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」や「労働者の心の健康の保持増進のための指針」に基づく取組に努めます
- ・集団と個々の高齢労働者を対象として身体機能の維持向上に取り組むよう努めます
- ・以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて取り組みます

▼対策の例▼

- ・フレイルやロコモティブシンドロームの予防を意識した健康づくり活動を実施します
- ・体力等の低下した高齢労働者に、身体機能の維持向上の支援を行うよう努めます
例えば、運動する時間や場所への配慮、トレーニング機器の配置等の支援を考えます
- ・健康経営の観点や、コラボヘルスの観点から健康づくりに取り組みます

5 安全衛生教育

- (1) 高齢労働者に対する教育

- ・高齢者対象の教育では、作業内容とリスクについて理解させるため、時間をかけ、写真や図、映像等の文字以外の情報も活用します
- ・再雇用や再就職等により経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います

※考慮事項※

- ・身体機能の低下によるリスクを自覚し、体力維持や生活習慣の改善の必要性を理解することが重要です
- ・サービス業に多い軽作業や危険と感じられない作業でも、災害に至る可能性があります
- ・勤務シフト等から集合研修が困難な事業場では、視聴覚教材を活用した教育も有効です

- (2) 管理監督者等に対する教育

- ・教育を行う者や管理監督者、共に働く労働者に対しても、高齢労働者に特有の特徴と対策についての教育を行うよう努めます

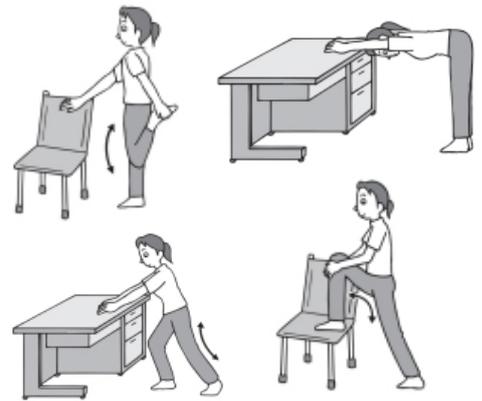
ガイドラインの概要

労働者に求められる事項

生涯にわたり健康で長く活躍できるようにするために、一人ひとりの労働者は、事業者が実施する取組に協力するとともに、**自己の健康を守るための努力の重要性を理解し、自らの健康づくりに積極的に取り組む**ことが必要です。

個々の労働者が、**自らの身体機能の変化が労働災害リスクにつながり得ることを理解し**、労使の協力の下、以下の取組を実情に応じて進めてください。

- ・自らの身体機能や健康状況を客観的に把握し、健康や体力の維持管理に努めます
- ・法定の定期健康診断を必ず受けるとともに、法定の健康診断の対象とならない場合には、地域保健や保険者が行う特定健康診査等を受けるようにします
- ・体力チェック等に参加し、自身の体力の水準を確認します
- ・日ごろからストレッチや軽いスクワット運動等を取り入れ、基礎的体力の維持に取り組みます
- ・適正体重の維持、栄養バランスの良い食事等、食習慣や食行動の改善に取り組みます



ストレッチの例
「介護業務で働く人のための腰痛予防のポイントとエクササイズ」より

好事例を参考にしましょう

取組事例を参考にして、自らの事業場の課題と対策を検討してください

- 厚生労働省ホームページ
(先進企業) <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000156041.html>
(製造業) <https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/1003-2.html>
- 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構ホームページ
<http://www.jeed.or.jp/elderly/data/statistics.html>

国による支援等（令和2年度）

エイジフレンドリー補助金（新設）

高齢者が安心して安全に働くための職場環境の整備等に要する費用を補助します 是非ご活用ください
※事業場規模、高齢労働者の雇用状況等を審査の上、交付決定（全ての申請者に交付されるものではありません）

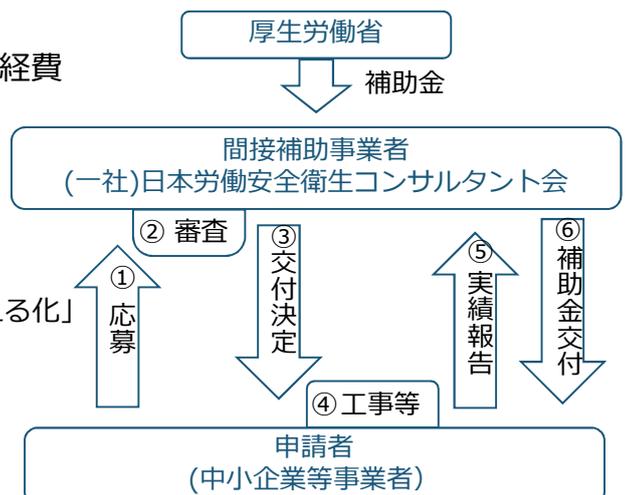
- 1 対象者 60歳以上の高齢労働者を雇用する中小企業等の事業者
- 2 補助額 補助率2分の1、上限100万円
- 3 対象経費

高齢労働者の労働災害防止のための措置に係る経費

【措置の例】

- 高齢者に優しい施設整備や機械設備の導入等
・作業場内の段差解消 ・床や通路の滑り防止
・リフト機器等の導入による人力取扱重量の抑制
- 健康確保のための取組
・高齢労働者の体力低下について気づきを促す取組
・ウェアラブル端末を活用したバイタルデータの「見える化」
- 高齢者の特性に配慮した安全衛生教育

※補助の具体的な条件、応募手続き等の詳細は、厚生労働省ホームページを確認してください。



高齢者の安全衛生対策について個別に相談したいときは

中小規模事業場 安全衛生サポート事業 個別支援

労働災害防止団体が中小規模事業場に対して、安全衛生に関する知識・経験豊富な専門職員を派遣して、高齢労働者対策を含めた安全衛生活動支援を無料で行います。

現場確認

専門職員が2時間程度で**現場確認**と**ヒアリング**を行い、事業場の安全衛生管理状況の現状を把握します。

費用は
無料です！



結果報告

専門職員が現場確認の結果を踏まえた**アドバイス**を行います。

- ◆ **転倒、腰痛、墜落・転落災害の予防**のアドバイスを行います。
- ◆ **現場巡視における目の付け所**のアドバイスを行います。
- ◆ 災害の芽となる「危険源」を見つけ、**リスク低減の具体的方法**をお伝えします。

労働災害防止団体 問い合わせ先

- ・中央労働災害防止協会
- ・建設業労働災害防止協会
- ・陸上貨物運送事業労働災害防止協会
- ・林業・木材製造業労働災害防止協会
- ・港湾貨物運送事業労働災害防止協会

- 技術支援部業務調整課
- 技術管理部指導課
- 技術管理部
- 教育支援課
- 技術管理部

- 03-3452-6366 (製造業等関係)
- 03-3453-0464 (建設業関係)
- 03-3455-3857 (陸上貨物運送事業関係)
- 03-3452-4981 (林業・木材製造業関係)
- 03-3452-7201 (港湾貨物運送事業関係)

労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントによる安全衛生診断

労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントは、厚生労働大臣が認めた労働安全・労働衛生のスペシャリストです。事業者の求めに応じて事業場の安全衛生診断等を行います。

【問い合わせ先】 一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会
電話：03-3453-7935 ホームページ：<https://www.jashcon.or.jp/contents/>

有料

高齢者の戦力化のための条件整備について個別に相談したいときは

高齢者戦力化のための条件整備について
65歳超雇用推進プランナー
高齢者雇用アドバイザーにご相談ください！



65歳超雇用推進プランナー・高齢者雇用アドバイザーは、全国のハローワークと連携して、企業の高齢者雇用促進に向けた取組を支援しています！

65歳超雇用推進プランナー・ 高齢者雇用アドバイザーとは

高齢者の雇用に関する専門的知識や経験等を持っている外部の専門家です。

- 企業の人事労務管理等の諸問題の解決に取り組んだことのある人事労務管理担当経験者
- 経営コンサルタント
- 社会保険労務士
- 中小企業診断士
- 学識経験者
- など



相談・助言

無料

各企業の実情に応じて、以下の項目に対する専門的かつ技術的な**相談・助言**を行っています。

- 人事管理制度の整備に関すること
- 賃金、退職金制度の整備に関すること
- 職場の改善、職域開発に関すること
- 能力開発に関すること
- 健康管理に関すること
- その他高齢者等の雇用問題に関すること

機構HPはこちら



○お近くのお問合せ先は、高齢・障害・求職者雇用支援機構のホームページ (<http://www.jeed.or.jp>) からご覧いただけます。
○「65歳超雇用推進事例サイト (<https://www.elder.jeed.or.jp/>)」により、65歳を超える人事制度を導入した企業や健康管理・職場の改善等に取り組む企業事例をホームページにて公開しています。

高齢労働者の労働災害防止対策についての情報は
[厚生労働省ホームページ](#)に掲載しています



STOP！ 転倒災害 プロジェクト in 栃木

別添資料3



「滑り」・「つまずき」・「踏み外し」などの転倒リスクの高い場所・物

【場所】(水・油など)ぬれた所、階段、段差・凹凸、片づけられていない所

【物】台車(キャスター)、コード、コーナー(角)、粉、
(タイヤ止めなどの)突起物、放置物、マンホールの蓋・グレーチングなど

滑りにくい靴の使用
(動摩擦係数0.2以上)

滑りにくい床に改善
(作業環境の改善)

視界良好・足元ヨシ！
(指差呼称)

整理・整頓・清潔・清掃・しつけ

つまずき(危険箇所)の見える化

転倒危険！



墜落・転落危険！



腰痛危険！



災害危険！



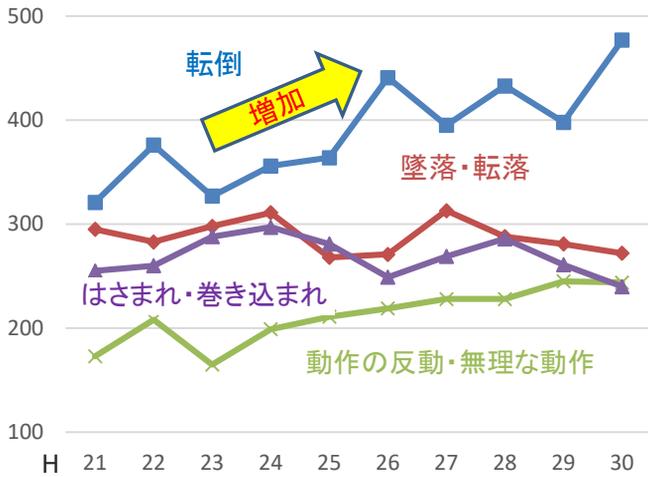
栃木労働局・労働基準監督署



転ぶことを軽く考えていませんか？

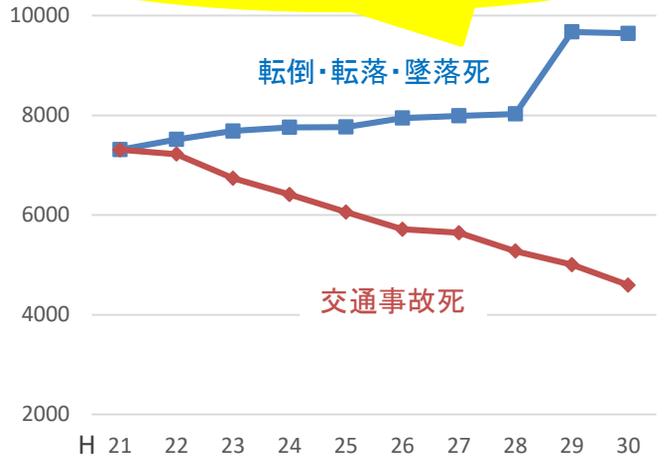
～いつでも、どこでも、誰にでも起こりうる **STOP!** 転倒災害～

主な事故の型災害発生状況



出典:厚生労働省 労働者死傷病報告「事故の型別死傷者数の推移」

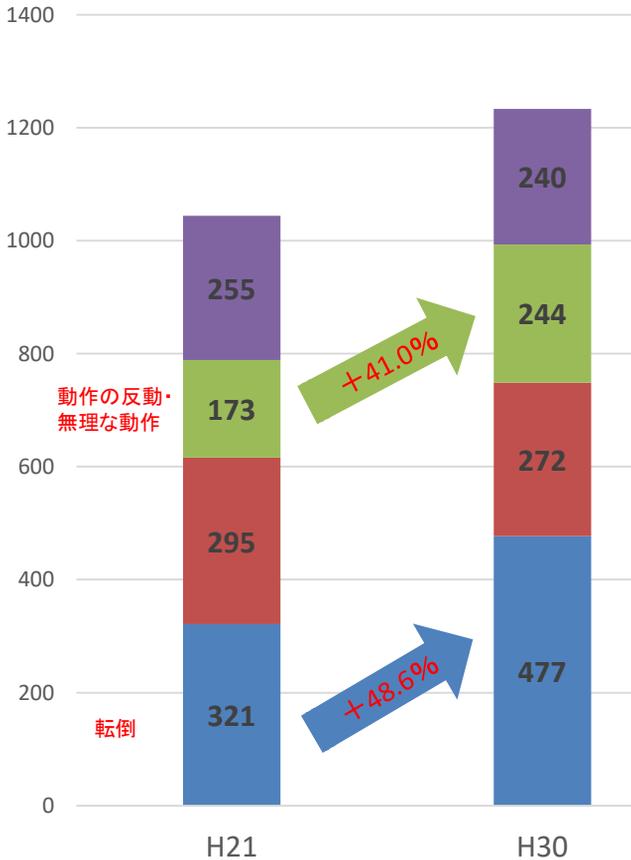
転倒・転落事故による死亡者
>交通事故による死亡者(日常生活)



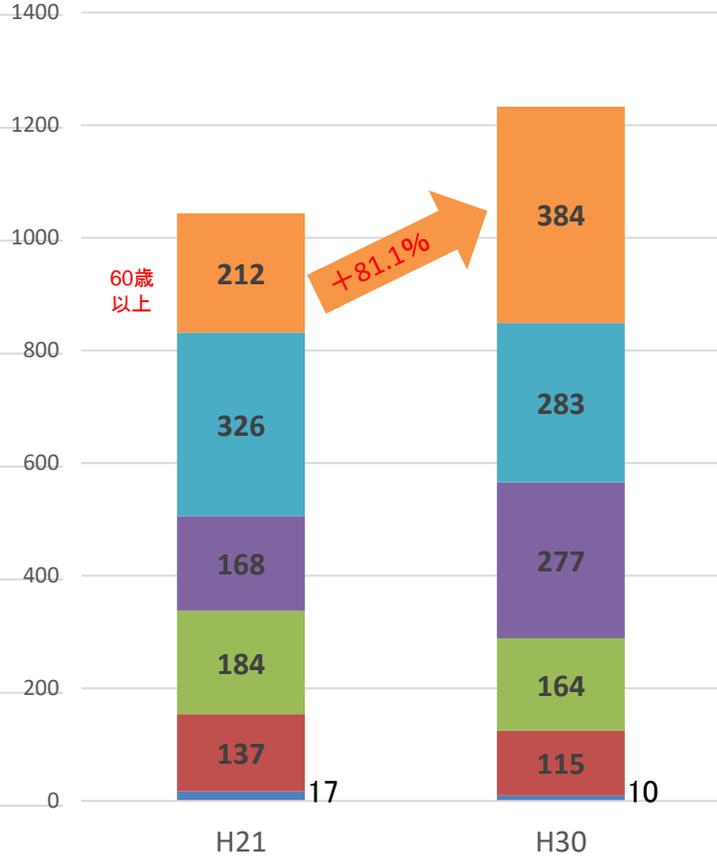
出典:厚生労働省 人口動態統計「死因別死亡者数の推移」

「転倒」・「墜落・転落」・「はさまれ・巻き込まれ」・「動作の反動・無理な動作」の比較(H21・H30)

事故の型の比較



死傷者の年齢層の比較



■ 転倒 ■ 墜落・転落 ■ 動作の反動・無理な動作 ■ はさまれ・巻きこまれ

■ 15～19歳 ■ 20～29歳 ■ 30～39歳 ■ 40～49歳 ■ 50～59歳 ■ 60歳以上

転倒災害の特徴

特徴1 転倒災害は最も多い労働災害！

休業4日以上労働災害、約12万件のうち、転倒災害は約**2.8万件**と最も多く発生しており、近年増加傾向です。

特徴2 特に高齢者で多く発生！

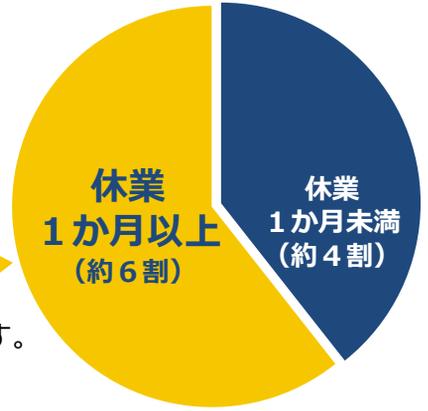
高齢者ほど転倒災害のリスクが増加し、55歳以上では55歳未満と比較してリスクが約**3倍**に増加します。

特徴3 休業1か月以上が約6割！

転倒災害による休業期間は約**6割**が**1か月以上**となっています。

特徴4 冬季に多く発生！

降雪の多い地域では、冬季に多く発生しています。



「平成29年転倒災害による休業期間の割合」 労働者死傷病報告 (厚生労働省) より作成

転倒災害の主な原因

▶ 転倒災害は、大きく3種類に分けられます。皆さまの職場にも似たような危険はありませんか？

<p>滑り</p> <p><主な原因></p>	<p>つまずき</p> <p><主な原因></p>	<p>踏み外し</p> <p><主な原因></p>
<ul style="list-style-type: none"> 床が滑りやすい素材である。 床に水や油が飛散している。 ビニールや紙など、滑りやすい異物が床に落ちている。 路面等が凍結している。 	<ul style="list-style-type: none"> 床の凹凸や段差がある。 床に荷物や商品などが放置されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 大きな荷物を抱えるなど、足元が見えない状態で作業している。

転倒災害発生事例

工場内で発生した機械のトラブル処理のため駆け出したところ、作業通路に散らばっていたネジを踏んで足を滑らせ転倒した。

対策のポイント

- 足元に落ちた材料などは速やかに片付けることを徹底する
- 他の労働者が通ることを踏まえ、作業通路上に物を放置しない
- 足元の障害物に気づけるよう、余裕をもった行動を心がける

厨房で揚げ物をパックに詰めるため、容器を取ろうと前方にかがんだところ、床に飛び散った油で滑ってバランスを崩し転倒した。

対策のポイント

- 作業の都度、床の油などは放置せず取り除く
- 滑りにくい靴底の履物を着用する

空の容器を抱えた状態で従業員通路の階段を降りていた時に、足元が見えず階段を踏み外してバランスを崩し転倒した。

対策のポイント

- 運ぶ容器を小分けにするなど足元が見えるようにする
- 大きな荷物を運ぶときは台車を使用する
- 危険箇所には表示をして注意を促す
- 階段の昇降はゆっくりを心がける

バックヤードで商品の検品中に、呼び出しを受けて店内に向かう途中、台車に足を引っかけてバランスを崩しねん挫した。

対策のポイント

- 通路に物を置かない、整理整頓する
- 作業通路を定め、定期的に職場を巡視する
- 危険箇所には表示をして注意を促す

あ(A)わてない

あ(A)せらない

あ(A)などらない

転倒予防のために…えー(A)ない行動を心がけよう！

転倒災害防止対策のポイント

▶ 転倒災害を防止することで、安心して作業が行えるようになり、作業効率も上がります。

4 S (整理・整頓・清掃・清潔)	転倒しにくい作業方法	その他の対策
<ul style="list-style-type: none">歩行場所に物を放置しない床面の汚れ（水、油、粉など）を取り除く床面の凹凸、段差などの解消	<ul style="list-style-type: none">時間に余裕を持って行動滑りやすい場所では小さな歩幅で歩行足元が見えにくい状態で作業しない	<ul style="list-style-type: none">移動や作業に適した靴の着用職場の危険マップの作成による危険情報の共有転倒危険場所にステッカーなどで注意喚起

<転倒しないための靴選びのポイント>

サイズ

小さすぎても大きすぎても踏ん張りがきかずバランスを崩しやすくなります。

屈曲性

屈曲性が悪いとすり足になりやすく、つまずきの原因になります。

重量

重すぎると足が上がりにくくなり、つまずきの原因になります。

重量バランス（前後）

つま先方向に重量が偏っていると、歩行時につま先が下がり、つまずきの原因になります。

つま先部の高さ

つま先の高さが低いと、ちょっとした段差にも、つまずきやすくなります。

靴底と床の耐滑性のバランス

作業場所や内容に合った耐滑性であることが重要です。例えば、滑りにくい床に滑りにくい靴底では摩擦が強くなりすぎてつまずきの原因になります。



冬季は転倒災害が多発

▶ 積雪・凍結などによって転倒の危険性が高まる冬季は、以下の対策が重要です。

◇ 天気予報に気を配る

寒波が予想される場合などには、労働者に周知し、転倒しにくい靴の着用を指示するなど、早めの対策を実施しましょう。

◇ 駐車場の除雪・融雪は万全に。出入口には転倒防止の対策を！

駐車場内、駐車場から職場までの通路を確保するため、除雪や融雪剤の散布を行きましょう。また、出入口には転倒防止用のマットやヒートマットなどを敷き、夜間は照明設備を設けて明るさ（照度）を確保しましょう。



<ヒートマットの設置例>

◇ 職場の危険マップの作成、適切な履物、歩行方法などの教育を行う

職場内の労働者が転倒の危険を感じた場所の情報を収集し、労働者への教育の機会に伝えるようにしましょう。また、作業に適した履物、雪道や凍った路面上での歩き方を教育しましょう。

詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください！

「STOP！転倒災害プロジェクト」

STOP！転倒

検索

場所別 転倒災害防止対策

1

すべりやすい場所での対策

全員参加で  ゼロ災ヨシ!

- 床面を水清掃する場合など水や油を使用する場所では、床面が水や油で滑りやすくなり、転倒の危険性が非常に高くなります。
次のような点に留意して転倒災害を防止しましょう。

床面の施工による対策



- 床材が損耗した箇所は、凹凸によって水たまりが出来、滑りやすくなるので、補修すること。
- 床材**を、濡れても滑りにくい材質に更新すること。また損耗しづらいよう丈夫な材質にすること。
- 掃除の際の水が他の区画まで流れていかないよう、**排水溝**を増設すること。

掃除機の選定等による対策

- 前方で床洗浄をし、後方で水を切るタイプの掃除機を導入すること。
- 余分な水の出にくい、スチームクリーナー等を導入すること。



作業方法等による対策



- 転倒防止に有効**（サイズ、屈曲性、重量、つま先の高さ、フィット感）**な靴**を履くこと。
- 排水溝のフタ**等は速やかに**復旧**すること。
- 足元を確認**しながら歩行すること。

油脂等によりすべりやすい場所における対策

- 床に油脂がたまりやすい場所は**通行しない**ようすること。
- 油脂等が他の場所に流れることのないよう**遮断措置**を講じること。
- 作業場所そのものがたまりやすい場合には、**吸湿性のあるマット**を敷くなどの措置を講じること。
- 定期的に**清掃**すること。



- 転倒災害の原因の一つに安全な通路が確保されていないことが挙げられます。**整理・整頓・清潔・清掃**の**4S活動**を進め、常に**安全な通路を確保**する意識づけ（しつけ）を行うこと（**5S**）が大切です。
- 「安全な通路の確保」は労働安全衛生規則第540条、「作業場の床面におけるつまずき、すべり等の危険の除去と安全状態の保持」は同規則第544条にも定められています。

整理整頓と物の置き場所等

- 番重（コンテナ）や製品の箱等は、置き場所を定め、**通行や見通し**に支障のないようにすること。
- 包丁などの用具や工具を作業台の端部からはみ出して置かないようにすること。
- **積み上げ高さの上限**を定め、崩壊・倒壊のおそれのないようにすること。



特に転倒原因になりやすい物

- （カゴ）**台車類**は、足をかけた際に転倒の原因となりやすいので、**仮置き場所を区画表示**などで指定し、通行の妨げとならないようにすること。
- 機械類の**電気コード**は、つまずきの原因となりやすいので、固定または、通行の妨げとならないように**配線**をすること。特に**可動式の機械類**の電気コードの配線に留意すること。



- コンベア類をまたぐための**渡り階段**については、荷物の運搬も考慮の上、通行に十分な**横幅**と通行しやすい**傾斜角度**を確保すること。また、**手すり**の設置等、墜落・転落の防止措置を講ずること。

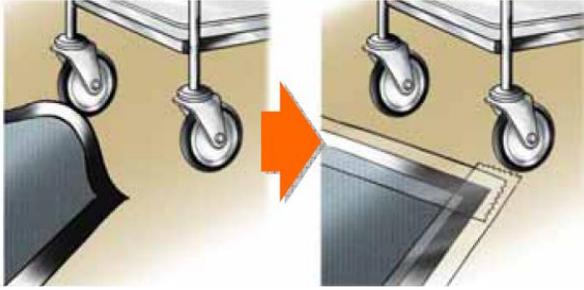


段差によるつまずき災害対策

- 段差によるつまずき災害を防止するためには、段差解消のための**三角スロープ**を設置するなど**段差そのものをなくす**こと。
- 段差解消手段として、三角スロープを設置した場合は、**スロープを黄色と黒の縞模様**に塗装し、他の床面と**明確に区別**すること。
- 段差を解消することができない場合には、段差のある箇所の**目につきやすい位置**に、「**段差注意**」などの注意喚起の**表示**をすること。



足拭きマットへの**つまずき**に**注意**しましょう。



- **足拭きマット**は油脂等を吸収してくれる反面、つまずきやすく、転倒災害の原因になりがちです。
- 特に**波打った状態のマット**は、足やカートの車輪等をつまずかせる原因になります。
- マットの周囲を**テープで固定**するなど、つまずき防止の対策を行いましょう。

スイングドア付近の**出会い頭**に**注意**しましょう。



- スイングドアの付近は出会い頭の衝突を招きやすく、転倒災害の原因になりがちです。
- スイングドア自体を無くし、**自動ドアに変える**、あるいは**窓を付けて**ドアの反対側を確認できるようにする等、できるだけ設備的な対策を講じましょう。
- 「左側通行」、「右側通行」等のルールを定める場合は、できるだけ**統一**のものにしましょう。また**注意喚起の表示方法等もわかり易く**統一し、守りやすいものにしましょう。

扉前の**スペース**を**確保**しましょう。



- 冷蔵庫の前やトイレなど出入口が開き戸の場合、通行者や人との接触の恐れが高くなります。
- 扉を開く面積が少なくてすむ**「引き戸」**に交換する方法がもっとも確実です。
- これらが行えない場合は、**整理整頓**をし、出入口などの扉前の**スペースを十分確保**しましょう。
- 出入口などの扉の目に入りやすい位置に、目立つように**「扉開閉注意」**、床面に**開閉面積の図示**など**注意喚起の表示**をしましょう！

階段からの**転落**に**注意**しましょう。



- 階段から転落する災害はとても多く、一向に後を絶ちません。
- 前方や足元が見えなくなるような**荷物の持ち方**をしないようにしましょう。
- 走らず、**手すりを持って**昇降しましょう。

転倒予防のための点検・チェック

点検・チェックしてみましょう。

具体化

見える化

習慣化

点検・チェック項目一覧

1 各作業場所・ラインについて

- 通路、階段、出口に物を放置せず、安全な通路が確保されていますか？
- こまめに床の水たまりや氷、油、粉類などを放置せず、その都度取り除いていますか？
- 安全に移動できるように十分な明るさ照度（明るい照明）が確保されていますか？
- ごみ箱や台車などが決められた場所に、決められた方法で置かれていますか？
- つまずき、すべり等転倒の危険のない状態に保持されていますか？
- 作業靴は、作業現場に合った耐滑性があり、かつちょうどよいサイズのものを選んで履かせていますか？
- ゴムマットなど床面に設置した物がめくれたり、用具が作業台からはみ出した箇所や排水溝のフタなどが開けたままで放置されていませんか？

2 安全教育の実施について

- ヒヤリハット情報などを活用し、ぬれている箇所や、階段・段差、片づけられていない場所などの転倒のおそれの高い場所などを示した危険マップを作成し、周知していますか？
- 廊下や階段を走らない、前方が見えなくなるような荷物の持ち方をしないなどの不安全行動をしないよう教育されていますか？
- 脚立やはしごに乗っての荷の取り降ろしは補助者と一緒に行わせていますか？
- ポケットに手を入れたまま歩いたり、ながら携帯や歩きスマホを禁止していますか？
- 作業者の後方を通行する場合、お声がけをするよう教育されていますか？
- ストレッチ体操や転倒予防のための運動を取り入れてますか？
- 厚生労働省の転倒災害防止用の視聴覚教材などを活用した教育を実施していますか？

3 不安全行動の撲滅について

- 事業主、安全スタッフ、責任者自ら安全行動を実践されていますか？
- 不安全行動を見つけた場合、その場で注意していますか？
- 不安全行動をしない、させないための対策を講じていますか？

4 安全意識の高揚について

- 「小走りをやめ、足元に注意して転倒災害をなくそう！」など、作業場内の目立つ場所に転倒災害防止のための「安全標語」などが掲げられていますか？
- 段差のある箇所や凹凸が生じた箇所、滑りやすい場所などに注意を促す標識をつけていますか？
- 全員が安全活動に参画していますか？

全員参加

こちらも
ご覧ください

- 職場のあんぜんサイト ⇒ STOP転倒災害プロジェクト
- 厚生労働省 転倒災害防止対策 ●エイジアクション100
- 働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動
- 転倒・腰痛防止用視聴覚教材

検索

STOP！ はさまれ・巻き込まれ災害

別添資料4

はさまれ・巻き込まれ災害の特徴

特徴1 生産加工用機械*で約4割発生！

生産加工用機械を起因とする休業4日以上の「はさまれ・巻き込まれ災害」の約4割を占めています。

*金属加工用機械・一般動力機械（旋盤、ボール盤、プレス、切断機、混合機、ロール機、食品加工用機械、産業用ロボットなど）

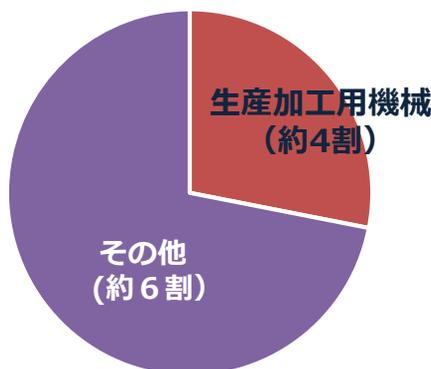
特徴2 休業1か月以上が約6割！

生産加工用機械を起因とする「はさまれ・巻き込まれ」災害の約6割が休業1か月以上となっています。

特徴3 経験3年未満の労働者で約5割！

生産加工用機械を起因とする「はさまれ・巻き込まれ」災害の約5割が経験3年未満の労働者となっています。

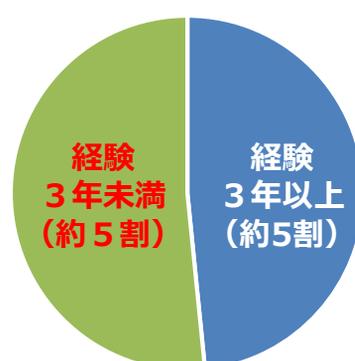
機械別



休業期間別



経験期間別



災害事例

種別	災害の概要
ボール盤災害	ボール盤で鋼材への穴あけ作業中、ドリル付近の切りカスをハケで取り除こうとして軍手がドリルに巻き込まれた。
ローラー災害	鉄板の曲げ加工中、ローラーに皮手袋が巻き込まれて指を負傷した。
スポット溶接災害	スポット溶接機で段取り作業中、起動スイッチを押してしまい、指をはさまれた。
プレス災害	プレス機械の金型調整後、安全装置を無効にしたままでフットスイッチを踏んでしまい、金型にはさまれた。
金属加工用機械災害	研磨材の調整作業中、機械の運転を停止させずに行っていたため、研磨材に手をはさまれた。
産業用ロボット災害	自動化された装置にて部材の穴あけ加工作業中、部材をローラーコンベヤーに自動的に供給する材料投入機に頭部をはさまれた。
混合機災害	混合機内の材料抜き取り終了後、混合機ミキシングドラム内の残材が気になり、同ドラム内に手を入れ、回転ドラムにはさまれた。
食品加工用機械災害	起動スイッチを停止しないまま、製麺機の清掃を行い、ロールに手をはさまれた。



栃木労働局

1

労働基準監督署



機械による はさまれ・巻き込まれ災害の防止

決まりきった形の災害がなぜ、なくなるのか？

- 回転や動作をさせながら機械の清掃を行おうとした。



- 目詰まりやピックミスなどトラブルの際、思わず手を出した。



機械による災害のほとんどがこのような形で発生しています。
なぜ、これらの災害が繰り返されるのでしょうか？



掃除や点検は、運転を停めて行うよう取り決めています。

なぜ手を入れたのか。本人の不注意としか…

「そうじ等の場合の運転停止」は労働安全衛生規則第107条にも定められています。ところが…

個々の機械について、「**具体的な停止の手順**」を定めていない事業場が多数認められます。
機械ごとに**作業者の目に付く位置に目に付く色（赤や黄）**で「そうじ等の場合、運転停止厳守」などの表示をしましょう。

具体的な手順の取り決めが必要です。



- どのような場合に機械を停止すべきか？
- 停止ボタンを押すとライン全部が止まってしまうのか？どこからどこまでが停止するのか？
- 停止後の復旧はどのように行うのか？

「運転停止」の徹底を単に促すだけでは十分な効果を望めません。
ラインや機械の動作を確認し、**作業の実態に合わせた具体的な手順**、「安全作業標準」を検討し、定めることが必要です。



管理者の知らないところで「安全装置の無効化」など、危険な作業が常態的に行われていることがあります。

監督署で巡視した際、まれに**安全装置を無効にしている事業場**が認められたりします。これらは管理者が知らないうちに行なわれていることがほとんどです。OJT教育が主流である昨今では、**管理者の知らないところで危険な作業が行われていることも珍しくありません。**

現場で危険な作業が行われていないか、作業者に**実際の作業手順を書き出させてチェック**し、「安全作業標準」を定めることが必要です。

過去の災害事例に学びましょう。



機械を止めることが**本当に可能だったのか?** 機械と作業の実態を調査しなければ、同種災害の再発を確実に防ぐことはできません。

災害やヒヤリハット事例があった際に、対策を検討していますか? 安易に作業者の不注意で片付けてしまっていないませんか? 実際には、多くの事業場が**原因調査を適切に行っていない**と見受けられます。災害は二度と繰り返してはならないものですが、同時に、管理者が知らなかった危険な作業を知る貴重な機会でもあります。

災害発生原因を被災者の不注意ときめつけず、**実際の作業手順と機械を**チェックし、対策を検討しましょう。

設備対策を優先して考慮しましょう。



安全装置などを備え、管理者は、**安全装置が無効化されていないことを監視**する。「設備による対策」を優先しましょう。

- 以上のとおり、「安全作業標準」の作成は不可欠です。しかし、「安全作業標準」は必ずしも遵守されるとは限りません。可能なものについては、カバーを開けば停止する構造にする等、**設備自体に対策を講ずる**方が、より確実性が高くなります。
- 作業の状況を監視するよりも、**安全装置が有効に使用されているか**を監視する方が、管理の上でも確実です。
- 現在使用している機械に安全装置を備える等の他、**製造時期があまりにも古い機械**については、安全衛生管理の面からも、**計画的な更新**を推進すべきです。
- トラブルによる「チョコ停」があまりにも多い機械は、稼働率や生産効率の上で不利だけでなく、**安全装置の無効化などを招きがち**です。**機械メーカーとの協議**も一つの方法です。

はさまれ・巻き込まれ災害防止のための点検・チェック

＜共通＞点検項目		はい	いいえ	改善☑	改善 (予定)日
1	安全衛生管理体制が確立されていますか？	はい	いいえ	<input type="checkbox"/>	年 月 日 (予定)
2	定期的に、安全衛生委員会の開催または社内会議等で、安全衛生に関する労働者の意見を聴く機会を設けていますか？	はい	いいえ	<input type="checkbox"/>	年 月 日 (予定)
3	安全衛生スタッフの職務を明確に定めていますか？	はい	いいえ	<input type="checkbox"/>	年 月 日 (予定)
4	法定の職務事項、その他事業場が独自に定めた職務が適正に遂行されていますか？	はい	いいえ	<input type="checkbox"/>	年 月 日 (予定)
5	安全衛生教育の内容が守られているか確認していますか？	はい	いいえ	<input type="checkbox"/>	年 月 日 (予定)

＜はさまれ・巻き込まれ災害防止＞点検項目		はい	いいえ	改善☑	改善 (予定)日
1	回転軸、歯車、プーリー、ベルトなどに覆い、囲い等を設け、有効に保持されていますか？	はい	いいえ	<input type="checkbox"/>	年 月 日 (予定)
2	上記のほか、安全カバーや安全装置は常に、有効な状態に保持されていますか？	はい	いいえ	<input type="checkbox"/>	年 月 日 (予定)
3	開閉するカバーにはインターロック(リミット)スイッチを設けていますか？	はい	いいえ	<input type="checkbox"/>	年 月 日 (予定)
4	「安全な作業標準」を定め、その作業標準どおり作業されているか点検されていますか？	はい	いいえ	<input type="checkbox"/>	年 月 日 (予定)
5	作業標準で「具体的な停止手順」を定めていますか？ (どのような場合に、誰が、どのように、どこからどこまで、どう復旧するか、復旧の場合の安全確認など)	はい	いいえ	<input type="checkbox"/>	年 月 日 (予定)
6	「そうじ等の場合の運転停止厳守」の表示がなされ、その徹底が図られるよう繰り返し教育されていますか？	はい	いいえ	<input type="checkbox"/>	年 月 日 (予定)
7	清掃など必要がある場合に取り外し可能な安全カバーについて、「機械を停止せずにカバーを取り外さないこと」などの表示がなされていますか？	はい	いいえ	<input type="checkbox"/>	年 月 日 (予定)
8	「運転停止」、「はさまれ・巻き込まれ危険」などの表示は、作業者が目につきやすい位置に、目につきやすい色でなされていますか？	はい	いいえ	<input type="checkbox"/>	年 月 日 (予定)
9	コンベヤーに、非常停止装置が、非常の場合に直ちに運転を停止できる位置に、設けられていますか？	はい	いいえ	<input type="checkbox"/>	年 月 日 (予定)
10	ボール盤など回転する刃物に作業者の手が巻き込まれる危険がある機械を操作する場合に手袋の使用を禁止し、その旨表示されていますか？	はい	いいえ	<input type="checkbox"/>	年 月 日 (予定)
11	衣服が回転物に巻き込まれないよう、作業服のやぶれ、ほつれなどがないか、袖口のボタンをきちんと留めているかどうか、始業前に点検(相互チェック)させていますか？	はい	いいえ	<input type="checkbox"/>	年 月 日 (予定)

※【共通】・【はさまれ・巻き込まれ災害防止対策】のそれぞれの点検項目に沿って、点検を実施し、該当があって改善が必要な「いいえ」の項目については、改善☑欄を活用し、具体的な改善を図るようにしてください。

災害からの復旧工事の安全な施工について

作業の実施にあたって注意すべき事項

○服装・装備

長袖・長ズボンの作業着、安全靴など底の厚い靴、丈夫な手袋、防じんマスクなど、作業にあたり適切な装備とすること。

○建設機械を使用するときは

地盤が緩んでいるなど不安定な場所で作業を行う場合には、鉄板の敷設などにより車両系建設機械、移動式クレーンなどの転倒防止を図ること。

また、有資格者が運転するほか、運転中は運転者以外の立入を禁止すること。

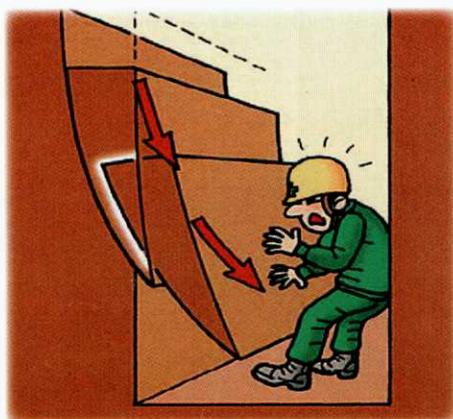


○高所での作業を行うときは

作業床を設置できない場合は、フルハーネス型墜落制止用器具などを使用すること。

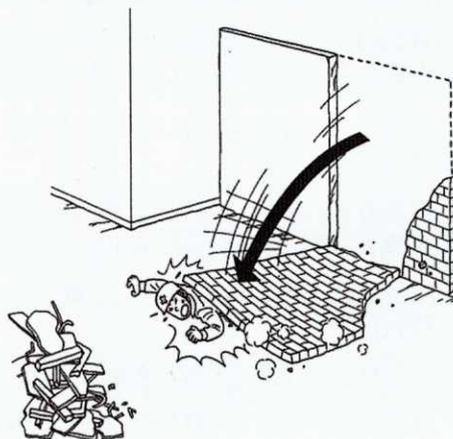
○掘削作業を行うときは

地山、地層の状況を確認し、土止め支保工を使用すること。



○危険箇所への立入禁止

倒れるおそれのある建物などには立入禁止措置を行うこと。



○がれき処理で粉じんが舞う中で作業するときは

粉じんを吸い込まないようにするため、防じんマスクを使用すること。また、粉じんを飛散させないために、原則として、作業を開始する前に建築物などへの散水などにより、湿潤な状態とすること。

(2019.10)



災害復旧工事安全衛生対策チェックリスト

建設業労働災害防止協会栃木県支部

分類	番号	確認事項	(法：安衛法、則：安衛則)	チェック
元請 (統括管理)	1	災害防止協議会を毎月1回開催し、協議していますか。(法30①、則635)		
	2	作業間の連絡及び調整を随時実施していますか。(法30②、則636)		
	3	毎作業日に1回以上作業場所を巡視し、改善指導をしていますか。(法29・30③、則637)		
	4	協力業者の職長が行う入所時教育の資料と場所を提供していますか。(法30④、則638)		
	5	工程、機械・設備及び仮設の配置等の計画を作成していますか。(法30⑤、則638-2)		
	6	協力業者が作成する作業計画(車両系建設機械・移動式クレーン)が、元請の計画に適合するよう指導していますか。(法30⑤、則638-3)		
	7	合図・警報・標識等を統一して定め、周知していますか。(法30⑥、則639~642-3)		
車両系荷役運搬・建設機械、 移動式クレーン	8	運転は有資格者(免許・技能講習・特別教育)を配置していますか。(ク則68、則41・36)		
	9	定期自主検査(年・月)、作業開始前点検をしていますか。 (ク則76~78、則151-53~57・167~170)		
	10	職長等は作業計画を作成していますか。また、同計画を周知し、計画に基づいて実施していますか。 (ク則66-2、則151-3・154・155)		
	11	機械と接触する恐れのある箇所は、立入禁止の措置や誘導者を配置していますか。運転者は誘導者が行う誘導に従って作業していますか。(ク則74・74-2、則151-7・158)		
	12	機械が転倒又は転落する恐れのある箇所には、幅員を確保し、敷鉄板、敷板・敷角等を用いていますか。(ク則70-3~5、則151-6・157)		
地山の崩壊	13	埋設物の有無、地山の亀裂、地層の状態等の確認をしていますか。(則355・362)		
	14	作業主任者には有資格者を配置していますか。[地山の掘削及び土止め支保工作業主任者] (則359・374)		
	15	掘削面は、悪天候の後や作業開始前に点検をしていますか。(則358)		
	16	土止め支保工は、悪天候の後や7日以内ごとに点検をしていますか。(則373)		
墜落・転落	17	墜落の恐れのある箇所で高さ2m以上の箇所には作業床、開口部等には囲い、手摺・中棧、覆い等を設けていますか。(則518・519)		
	18	作業床の設置や開口部の措置が困難なときは、防網・親綱を張り、墜落制止用器具を使用させていますか。(則518~521)		
	19	墜落制止用器具及びその取付設備等の異常の有無について、随時点検していますか。(則521)		
感電	20	電動機械器具を使用するときは、感電防止用漏電遮断装置の接続、接地の取付け又は二重絶縁構造のものを使用していますか。(則333)		
	21	交流アーク溶接機は自動電撃防止装置を使用し、ホルダーは絶縁効力を有していますか。 (則331・332)		
	22	電気機械器具等(感電防止用漏電遮断装置・自動電撃防止装置・接地・移動電線等)は、使用前点検をしていますか(則352)		
	23	架空電線に近接する工事では、電力会社に絶縁用防護具の装着・立会(監視)を依頼していますか。 (則349)		
酸欠等	24	井戸やピット内に入るとき酸素濃度・硫化水素濃度等の測定をしていますか。(酸欠則3)		
	25	井戸やピット内で作業を行う場合、有資格者を配置していますか。 [酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者、特別教育(酸欠則11・12)]		
熱中症	26	スポーツドリンク等を備えて、こまめに摂取し、十分な休憩時間を取っていますか。		
	27	熱中症予防のための教育を実施しましたか。(H21/6/19付 基発0619001)		
その他	28	チェーンソーによる伐木は、立木高さ2倍の距離の立入禁止を行い、切創防止用保護具を着用した特別教育修了者(R2/8/1施行)を配置していますか。(則36・477~479・481・485)		
	29	地山の崩壊や建物の倒壊の恐れには、立入禁止をしていますか。(則361、517-11・15)		
	30	走行道路上の工事において、交通整理員を配置していますか。		
	31	保護帽・安全靴・手袋・防じんマスク・保護メガネ等を使用し、作業に適した服装ですか。		
	32	休憩所、トイレ、資材置場、通路等の4S(整理・整頓・清掃・清潔)が維持されていますか。		

令和2年度全国安全週間実施要綱

1 趣 旨

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で93回目を迎える。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により労働災害は長期的には減少しており、令和元年の労働災害については、死亡災害は前年を下回る見込みである。しかし、休業4日以上死傷災害については、前年を下回る見込みであるものの、死傷災害のうち、60歳以上の労働者が占める割合は増加傾向にあり、平成30年度より取組期間が始まった、第13次労働災害防止計画における死傷者数の目標達成に向けては、更なる取組が求められる。

また、健康寿命とともに職業生涯が延伸し、高年齢労働者が職場においてより大きな役割を担うようになる中、多様なニーズをもつ高年齢労働者が安心して安全に働くことができるよう職場環境を改善していくことが求められていることから、厚生労働省では、高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）を策定するとともに、中小企業を支援するエイジフレンドリー補助金を創設し、職場改善の取組を促すこととしている。

このような状況を踏まえ、更なる労働災害の減少を図ることを決意して、令和2年度全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組む。

エイジフレンドリー職場へ！ みんなで改善 リスクの低減

2 期 間

7月1日から7月7日までとする。

なお、全国安全週間の実効を上げるため、6月1日から6月30日までを準備期間とする。

3 主 唱 者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

4 協 賛 者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

5 協 力 者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、労働組合、経営者団体

6 実 施 者

各事業場

7 主 唱 者、協 賛 者 の 実 施 事 項

全国安全週間及び準備期間中に次の事項を実施する。

- (1) 安全広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 様々な広報媒体を通じて広報を行う。
- (3) 安全パトロール等を実施する。
- (4) 安全講習会、事業者間で意見交換・好事例の情報交換を行うワークショップ等を開催する。
- (5) 安全衛生に係る表彰を行う。
- (6) 「国民安全の日」（7月1日）の行事に協力する。
- (7) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (8) その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。

8 協力者への依頼

主唱者は、上記7の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼する。

9 実施者の実施事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、次の事項を実施する。

- (1) 全国安全週間及び準備期間中に実施する事項
 - ①安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
 - ②安全パトロールによる職場の総点検の実施
 - ③安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
 - ④労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族の協力の呼びかけ
 - ⑤緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
 - ⑥「安全の日」の設定のほか全国安全週間及び準備期間にふさわしい行事の実施
- (2) 継続的に実施する事項
 - ① 安全衛生活動の推進
 - ア 安全衛生管理体制の確立
 - (ア) 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
 - (イ) 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
 - (ウ) 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
 - (エ) 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立
 - イ 職業生活における安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
 - (ア) 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
 - (イ) 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
 - (ウ) 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
 - (エ) 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認
 - ウ 自主的な安全衛生活動の促進
 - (ア) 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
 - (イ) 職場巡視、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット等の日常的な安全活動の充実・活性化
 - エ リスクアセスメントの実施

- (ア) リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
- (イ) SDS（安全データシート）等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進（「ラベルでアクション」の取組の推進）

オ その他の取組

- (ア) 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
- (イ) 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の充実

② 業種の特性に応じた労働災害防止対策

ア 建設業における労働災害防止対策

(ア) 一般的事項

- a 足場等からの墜落・転落防止対策の実施、手すり先行工法の積極的な採用、改正された法令に基づくフルハーネス型墜落制止器具の積極的な導入と適切な使用
- b 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
- c 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
- d 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保

(イ) 東日本大震災及び平成 28 年熊本地震に伴う復旧・復興工事の労働災害防止対策

- a 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
- b 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置

イ 製造業における労働災害防止対策

(ア) 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施

(イ) 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進

(ウ) 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施

(エ) 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施

(オ) 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施

ウ 林業の労働災害防止対策

(ア) チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施

(イ) 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

エ 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策

(ア) 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用の実施

(イ) 積みおろしに配慮した積み付け等による荷崩れ防止対策の実施

(ウ) 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施

(エ) トラックの逸走防止措置の実施

(オ) トラック後退時の後方確認、立ち入り制限の実施

オ 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策

(ア) 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析

(イ) 経営トップの意向を踏まえた安全衛生方針の作成、周知

(ウ) 職場点検、4 S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、危険の「見える化」、ヒヤリ・ハット活動等の安全活動の活性化

(エ) 安全衛生担当者の配置、安全衛生教育の実施、安全意識の啓発

③ 業種横断的な労働災害防止対策

ア 転倒災害防止対策（STOP！転倒災害プロジェクト）

(ア) 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消

(イ) 照度の確保、手すりや滑り止めの設置

(ウ) 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の実施

(エ) 転倒災害防止のため安全衛生教育時における視聴覚教材の活用

イ 交通労働災害防止対策

(ア) 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施

(イ) 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施

(ウ) 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発

(エ) 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施

ウ 高年齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策

(ア) 高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインに基づく措置

(イ) 母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施

(ウ) 派遣労働者、関係請負人を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化

(エ) 派遣労働者における派遣元・派遣先責任者間の連絡調整の実施

エ 熱中症予防対策（STOP！熱中症 クールワークキャンペーン）

(ア) WBGT値（暑さ指数）の把握とその結果に基づく適正な作業環境管理、休憩時間の確保を含む作業管理の実施

(イ) 計画的な熱への順化期間（熱に慣れ、その環境に適応する期間）の設定

(ウ) 自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分の積極的摂取

(エ) 熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患（糖尿病等）を有する者に対する配慮、日常の健康管理や健康状態の確認

(オ) 熱中症予防に関する教育の実施

(カ) 異常時の速やかな病院への搬送や救急隊の要請

(キ) 熱中症予防管理者の選任と職場巡視等